

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業
（うち PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業））
変更交付決定通知書

間接補助事業者 殿

令和 年 月 日付けで変更交付申請のあった令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業（うち PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業））については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業（うち PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業））交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、令和 年 月 日付け財団管理番号 で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 加藤 幸男

記

- 間接補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け変更交付申請書のとおりである。
- 変更後の間接補助金の額は、次のとおりである。

変更前間接補助事業に要する経費	金	円、	変更前間接補助金の額	金	円
変更後間接補助事業に要する経費	金	円、	変更後間接補助金の額	金	円
増減額	金	円、	増減額	金	円
- 間接補助対象経費の配分及びこれに対応する変更後の間接補助金の額は、令和 年 月 日付け変更交付申請書記載のとおりである。
- 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業（うち PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業））交付要綱(令和5年5月22日 環循規発第2305221号)、廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業（うち PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業）実施要領(令和5年5月22日 環循規発第2305221号)及び交付規程に従わなければならない。

- 5 この変更交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から 10 日以内とする。
- 6 間接補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第 4 条第 2 項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、間接補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 令和 5 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業（うち PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業））は、政治資金規正法第 2 2 条の 3 第 1 項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・E メールアドレス）